



(※1) 実務経験者等とは、介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者をいう。
 (※2) 現行の介護支援専門員証の有効期間内に旧カリキュラムによる研修を受講している場合は、新しいカリキュラムによる研修を受講する必要はない。(例)旧カリキュラムで専門Ⅰ(33時間)を受講した場合、新カリキュラム専門Ⅰ(56時間)を再受講する必要はない。
 (※3) 研修申込時点で現任の場合は、更新研修ではなく専門研修を受講すること。